

令和 7 (2025) 年度農村グローバルビジネス創出計画公募要領

令和 7 (2025) 年 6 月 9 日

栃木県農政部農村振興課

1 趣旨

インバウンド需要の増加や田園回帰の動きなどの社会情勢の変化に対応し、農業・農村の収益力向上を図っていくため、これまでのグリーン・ツーリズムによる地域活性化の流れを促進し、インバウンド需要を見据え地域の多様な資源や事業分野、人材をつなげた農村でのビジネスを創出し県内各地に広げていく必要があります。

このため、「農村グローバルビジネス創出計画」を策定し農村の稼ぐ力の強化を図る主体に対し、インバウンド受入体制の強化に係る取組や整備などを支援します。

2 応募概要

(1) 応募主体

地域組織（農業者、グリーン・ツーリズム実践者、市町、農業協同組合、都市農村交流施設運営者等の複数の者を構成員とする組織。ただし農林水産業に関わる者の参加が必須。）、市町、農業協同組合とします。

(2) 応募方法

農村グローバルビジネス創出計画（様式 2）とその概要（様式 2 概要）、目標の根拠資料（任意様式）を添付して、様式 1 により下記の農業振興事務所宛てに提出してください。

なお、公募期間は令和 7 (2025) 年 6 月 9 日（月）から 6 月 27 日（金）17:00 までとします。

【提出先】

市 町	農業振興事務所	住 所
宇都宮市、上三川町	河内農業振興事務所	宇都宮市竹林町 1030-2
鹿沼市、日光市	上都賀農業振興事務所	鹿沼市今宮町 1664-1
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	芳賀農業振興事務所	真岡市荒町 116-1
栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	下都賀農業振興事務所	栃木市神田町 5-20
矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町 20-22
大田原市、那須塩原市、那須町	那須農業振興事務所	大田原市本町 2-2828-4
足利市、佐野市	安足農業振興事務所	佐野市堀米町 607

(3) 審査

提出された農村グローバルビジネス創出計画について、下記の要件に沿った内容である場合には、農業振興事務所と農村振興課において、計画の妥当性及び予算額について協議を行い、承認の是非を判断します。

【要件】

- ア 農村地域への誘客及び県産農林水産物の需要拡大につながる取組であること。
- イ インバウンド受入に向けた実行性を有し、目標設定において計画区域の外国人宿泊者数の増加、又はその割合の増加が図られていること。

(4) 結果の通知

審査結果に基づき、承認又は非承認について農業振興事務所から応募主体に対して通知します。なお、審査の経過や結果に関する問合せには対応いたしかねます。

※予算の範囲内での承認となります。

3 事業実施の手続き

農村グローバルビジネス創出計画の承認後、別添「インバウンドに対応したとちぎの農村ビジネス創出事業実施要領」に基づく事業実施の手続きを行ってください。

4 農村グローバルビジネス創出計画のフォローアップ

承認を受けた農村グローバルビジネス創出計画の策定主体は、目標の達成状況に関して、承認年度から目標年度までの5年間、県に報告していただきます。

また、農村グローバルビジネス創出計画の変更には、変更承認申請が必要な場合があります。

5 その他

承認を受けた農村グローバルビジネス創出計画の策定主体には、事業推進のモデルとなる取組として、県によるPR（県HP等での概要掲載や情報発信等）に協力していただく場合がありますので、予め御了解願います。